

自動車リサイクル法

(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

フロン類回収業登録申請の手引き

(令和6年4月)

青 森 市

1 都道府県知事及び保健所設置市の市長への登録

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、フロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事や保健所設置市の市長への登録が必要となります。

青森市内で使用済自動車のフロン類回収業を行う事業所を持つ事業者は、本市への登録が必要です。

2 登録申請の手続き

(1) 申請書様式

規則様式第三 フロン類回収者登録（登録の更新）申請書

(2) 申請に必要な書類の内容

<申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び生年月日
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、その名称及び住所、代表者の氏名、役員の氏名・役職）
- 5 回収しようとするフロン類の種類
- 6 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

<添付書類>

- 1 申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（回様式第1）
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）
- 3 申請者が法人である場合においては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）、法定代理人が法人である場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 5 申請者がフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類（※1）
- 6 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（※2）

※1 次のいずれかを添付すること。

①自ら所有している場合

購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

②自ら所有権を有していない場合

借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

※2 取扱説明書、仕様書、カタログ等のいずれかの写しを添付すること。

※3 住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は、発行日から3ヶ月以内のものに限る。

(3) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課
 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
 青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086

※ 受付は予約制となっていますので、あらかじめ電話でご予約のうえ、ご来庁ください。

※ 青森市以外の青森県内において事業所を設置し、業を行う場合は、別途、県の各環境管理部又は八戸市への申請が必要となります。

申請者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地或県民局環境管理部に申請書を提出してください。

（青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先）

環境管理事務所名称等	管轄区域
東青地或県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内丸山 198-4 青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地或県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、西津軽郡 中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地或県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111代FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、 東北町）、三戸郡
下北地或県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 県むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡

（八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先）

八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 八戸市庁別館6F TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722
--

イ 申請書の提出部数

申請者は、提出用1部及び保管用1部を作成してください。

ウ 登録申請手数料

手数料は申請書提出後、市が発行する納入通知書により青森市指定金融機関等へ納入してください。市が納入を確認したあとで登録審査を始めますので、お早めに納付してください。

区 分	手数料の額
フロン類回収業の新規登録	4,000円
フロン類回収業の登録の更新	4,000円

3 申請書等の記入例

(1) フロン類回収業者登録申請書の記入例

様式第三（第五十条関係）

新規は、未記入。
更新の場合に、記入すること。

登録申請書

フロン類回収業者登録の更新

※登録番号

※登録年月日

年 月 日

青森市長 様

（郵便番号）000-0000
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 000-000-0000

住所は省略せず記載すること。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役職名
ふりがな 〇〇 〇〇 生年月日	代表取締役
ふりがな △△ △△ 生年月日	取締役
ふりがな □□ □□ 生年月日	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	住 所（郵便番号）
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	

(ふりがな) 代表者の氏名	
住所	(郵便番号)
電話番号	
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏名	役職名

事業所の名称及び所在地		事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。	
1	名称	〇〇株式会社〇〇営業所	
	所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 青森県青森市〇〇〇 〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
2	名称	〇〇株式会社△△営業所	
	所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 青森県青森市△△△ 〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇- 〇〇〇	
回収しようとするフロン類の種類			
1	CFC	<input type="radio"/>	
	HFC		
2	CFC	<input type="radio"/>	
	HFC	<input type="radio"/>	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類		能力	
		200 g/min 未満	200 g/min 以上
1	CFC	2	台
	HFC		台
	CFC、HFC兼用		台
2	CFC		台
	HFC		台
	CFC、HFC兼用		台

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 申立書の記入例

回様式第1

フロン類回収業者登録誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項

- 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者
- フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの
- 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請書に記載されているものと
同一であること。

住所 _____
氏名 _____
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	
事業所の名称及び所在地		
1	名 称	
	所在地	
2	名 称	
	所在地	
回収しようとするフロン類の種類		
CFC		
HFC		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

フロン類回収業者登録誓約書

フロン類回収業者の手引き

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続の開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

1 フロン類回収業者の役割

役割1 使用済自動車の引き取りと引取報告の実施

- 使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引取報告を行う必要がある。

役割2 基準に従ったフロン類の回収

- フロン類回収業者は、回収基準（旧フロン回収破壊法に同じ）に従ってフロン類を回収する必要があります。
- フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。

役割3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- 回収したフロン類は再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（旧フロン回収破壊法に同じ）に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。
- フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事及び保健所設置市の長の許可を受けた解体業者に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後1ヶ月以内（4月末まで）に、前年度の引渡・再利用率・保管量等につき、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

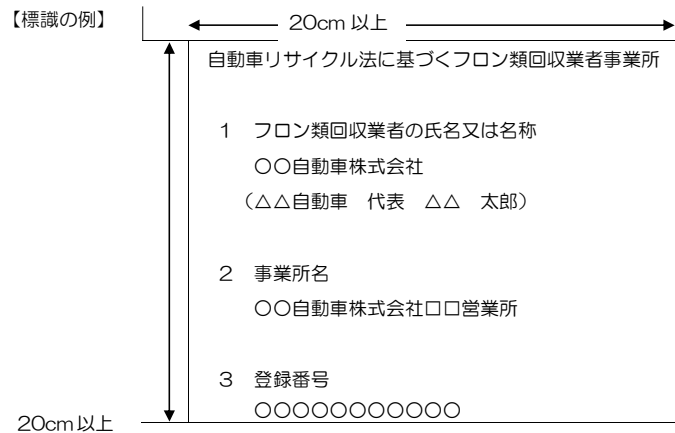
- ・ フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受け取るために、都道府県知事及び保健所設置市の長への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

～自動車リサイクルシステム登録の受付窓口～
 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ
 〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号
 TEL 050-3786-7755

3 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものであることが必要です。



※ 標識の様式は特に定められていない。

4 登録の更新

5年ごとの更新です。登録の更新を受ける場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から登録の有効期間満了日までの間に申請してください。

有効期間満了日までに更新の申請があった場合、満了日を経過しても、申請に係る処分（登

録又は登録の拒否）があるまで、更新前の登録は継続します。

登録が更新となった場合、前回の有効期間満了日から5年を経過した日が次の有効期間満了日になります。【審査期間（新規・更新）：30日（土、日、祝日等、休日含まない。）】

5 登録の取消し

都道府県知事及び保健所設置市の長は、フロン類回収業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- (4) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 各種届出について

(1) 変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、変更届書（規則様式第2）を提出しなければなりません。

変更届書には、当該フロン類回収業者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（回様式第1）及び次に掲げる書類を添付してください。

変更事項	添付書類	
氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し（本籍地が記載されているもの）
	法人	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの） 法定代理人が法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合は、その事業所の使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	

使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
--	---

(2) 廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に廃止届書（市規則様式第40号）を提出しなければなりません。

廃業届には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その精算人
登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

(3) 登録証再交付の届出

登録証の再交付が必要な場合は、許可証再交付申請書（市規則様式第48号）を提出してください。

(4) 各種届出の提出部数

届出書は、1部の提出が必要です。

(5) 各種届出の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086

※ 青森市以外に設置していた事業所を廃止する場合は、別途、県環境管理事務所又は八戸市への届出が必要となります。

届出者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する県の各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に届出書を提出が必要となります。

（青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先）

環境管理部名称等	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内丸山198-4 青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1161 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、東北町）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 県むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡

（八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先）

八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 八戸市庁別館6F TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第40号（第34条関係）

廃止届出書

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で 許可 登録 を受けた 業を廃止したので、

使用済自動車の再資源化等に関する法律
第48条第1項(第59条において準用する場合を含む)
の規定により、次のとおり届け出ます。
第64条第1項(第72条において準用する場合を含む)

登録又は許可を受けていたもの	住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
廃止の理由 (該当するものに○を付すこと。)	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 登録又は許可に係る業の廃止

(注) 登録通知書又は許可証を添付すること

(日本産業規格A4)